

細菌戦と現代

第10号 05.7.5



『ペトロバグ 禁断の石油生成菌』高嶋哲夫著 2002年刊 宝島社文庫。2001年に『ペトロバクテリアを追い！』として宝島社から刊行。湾岸戦争の最中、私立の微生物研究所が派遣した3人の研究者が、イラン、イラク、トルコ3国の国境にある洞窟から細菌を採集した。「クルド族の老人の言葉を頼りにやってきた。燃える岩。オイルロックのサンプルを手に入れたのだ。それは、石油に類似していた。しかし地下から湧き出るというのではなく、洞窟の奥の岩肌から滲み出てくるというのだ。」主人公の研究者等は、石油生成能力を持つ数種の新種バクテリアを細胞融合と遺伝子組み替えによって、ついに、良質の石油を短時間で生み出すものを作り上げた。それを、石油（ペトロリアム）とバグ（バクテリアの俗称）を組み合わせて「ペトロバグ」と名付けた。研究所を創設した会長は、元731部隊の研究助手であった。主人公の研究者は過去に実験室事故で研究生を死なせていた。二人は過去の傷痕を抱えつつ完成を急ぐ。しかし、「ペトロバグ」を消滅させようとする者、奪取しようとする者、オペックとメジャーが介入してくる。彼らの暗闘とは別に、もう一つの問題があった。「ペトロバグ」は石炭だけでは無く、有機物も石油化してしまう。

判決です

731部隊細菌戦裁判・第11回公判

7月19日(火)

皆さんの傍聴と御協力をお願いします

詳細は12ページ

3月22日（木）の731細菌戦裁判第10回公判報告

崇山、義烏、寧波、衢州、塔下州、常德、北京から大勢の原告と声援団が来日してくれた。結審。いよいよ最後か、と思って原告2人の陳述を聞いた。何英珍さんは、1934年生まれの70才。常德市武陵区で父親の何保初は薬屋を経営し、家族は18人であった。1941年11月に、家族の6人がペストに感染し、18日間にあいついで死亡した。ペストで亡くなったことが知られると、遺体は火葬される。当時の風習では、遺体を損なうこと、火葬に臥すことはタブーであった。一時にこれほど多くの肉親を失っても、外に漏れることを恐れて、声をあげて泣くこともできなかったという。周福菊さんの陳述（陳述書参照）と併せて25分であった。新しい裁判長はどう聞いたか。時間ばかり気にしていた前の裁判長よりは真剣に聞いてくれたのだろうか。

つづいて、弁護団。萱野一樹弁護士（731部隊による本件細菌戦の実行とその被害の実態について）、西村正治弁護士（国家無答責論について）、荻野淳弁護士（戦後の不法行為「立法不作為・行政不作為・隠蔽行為」について）、一瀬敬一弁護士（日中請求権問題と中国革命の歴史的意義について）、土屋公献弁護団長（国の数十年前の不法行為についての賠償責任）が政府側を批判した。11時55分、1時間弱で終了した。

陳述書 控訴人 周 福 菊

1 私は、中華人民共和国浙江省義烏市徐江鎮塔下洲村に住む原告の周福菊（女性）です。1936年8月26日生まれで、現在満68歳になります。

2 1942年冬、ペストは崇山村から私たちの塔下洲村に伝播し、ものすごい勢いで蔓延したのです。一ヶ月以内に103人の村人が死にました。私の家は4世帯が同居した14人の大家族でしたが、12人がペストで死亡しました。このため、私の世帯以外の3世帯が死に絶えてしまいました。父の周昌潮と私しか生き残りませんでした。

当時私は満6歳でしたが、二つのことを今でもよく覚えています。一つは従姉の劉彩華の死でした。彼女は祖母と一緒に住んでいました。彼女がペスト感染後、他の家族に伝染しないように、サトウキビ畑に運ばれました。昼には食物などを届ける人がいましたが、夜にはいません。ある夜中、従姉がドアを叩く声が聞こえました。「おばさん、私は喉が非常に渴きました。お水をお願いします。」と従姉が言いました。母は「先に帰ってて、明日持って行ってあげる。」と答えま

した。しかし、従姉は「もう帰れません。はってきたのです。お水がないと、玄関で死んでしまいますよ。」と言いました。可哀想だと母は思って、起きて従姉を家の中に入れて、お水を飲ませました。その後、かまどの当りに寝させました。翌朝、私たちが起きてみると、従姉は既に死んでいました。

もう一つは母の王小妹の死でした。従姉が死亡して数日後、母は高熱を出しました。翌日の午後、母を支えて彼女の叔母の家まで行きました。母のリンパ節が腫れたので、お酒とニンニクを塗ってもらいました。私は母と同じベッドで寝ました。夜中に、母に起こされて、喉が非常に渴いたので、お水を頂戴と言われました。母にお水を飲ませてから、私は寝つきました。翌朝、私は目が覚めて、母を起こそうとしたのですが、母は動きませんでした。母は死んでいたのです。それで私は号泣しました。私は母と同じベッドで寝ていたのに、ペストに感染しなかったのが、「好運だ」と村人に言われ、「宝の宝の娘」と呼ばれるようになりました。

短期間の間に、私の家族は12人もペストにかかって、次々と死んでいったのです。私は恐怖を非常に感じました。祖母と母が活着ている時は私を可愛がってくれましたが、亡くなった後はもう可愛がってくれる人がいません。食べ物と服の面倒を見てくれる人もいなくなりました。冬になっても履く靴もなく、足にひどいしもやけができ、傷口が開き、夜になっても痛くて寝付きませんでした。私は6歳から、一日学校に行ったこともないし、生活のために農作業をやらなければなりません。これも日本軍が行った細菌戦が原因なのです。

3 一審の判決で初めて細菌戦の事実が認定されました。この点について、正義と公平にかなっていると村人は皆思っています。

しかし、日本政府は今でも細菌戦の事実を認めていませんし、被害者に謝罪と賠償もしていません。



塔
下
州
村

日本政府は非人道的な細菌戦の歴史事実を正式に認め、被害者に謝罪をするべきです。さらに細菌戦による被害に対して賠償を行うべきです。（以上）

国の数十年前の不法行為についての賠償責任 土屋公献

1 一審判決は、細菌戦という日本軍の非人道行為については、ハーグ条約3条を内容とする国際慣習法による国家責任が生じていると判示した。国家責任とは国家の法的責任であり、法的責任は何らかの形でこれを現実にも果たす義務があるということである。

2 一方、この悲惨な被害を受けた個々の被害者らは、当然に加害者に対して責任追及をすることができるというのは、万国共通の法理である。

3 一審判決は、「国際法における伝統的な考え方」を墨守し、個人が外国国家に対し直接請求権を行使する道はないというが、当時とはともかく、少なくとも現在では、その考え方は通用しない。特別の条約によるか、加害国の国内法の立法によるか、被害者の属する国の外交保護権によるのでなければ、被害者個人は常に外国に対して泣き寝入りをしなければならないなどという不合理は、現在では考えられない。国家賠償法等の立法を待つまでもなく、どこの国でも、その国の責に帰すべき原因により外国人に損害を与えれば必ず責任を取るのがごく当たり前のこととされている。カンボジアでの日本自衛隊による事故、アメリカ潜水艦による愛媛丸事件等記憶に新しい。黒竜江省の毒ガス弾被害者に対する賠償も、決して中国の外交保護権を介したものではないし、条約によるものでもない。

4 然らば数十年前の行為について、内国外国を問わず個人に対し国が賠償をする義務が認められるかという問題はどうか。これを免れさせる制度としては、時効、除斥期間が考えられるが、本件においてこれらを用いて国の責任を免れさせることはとうてい許されない。

5 これらの制度は、権利の上に眠る者を保護しない、時が経ち過ぎれば立証、採証が困難になる、いつまでも争いの種を残すのは法的安定性を害するという趣旨から国内法として設けられたものであり、とくに民法724条後段の20年というのが、除斥期間ではなく時効であるとの説は有力である。

6 日本軍の犯した非人道行為についてのいくつかの下級審判決例にあると

おり、不法行為の悪質性、被害の重大性に鑑みれば、これらを適用することが著しく正義・公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にも適うので

あって、上に述べた制度の趣旨のいずれにも当てはまらないから、時効、除斥期間の適用は斥けるべきである。凡そ、国際的責任を、自ら設けた国内法を有利に用いて免れるということ自体不合理であり、卑近な例を挙げれば「3年子無きは去る」という家憲を民法770条の「婚姻を継続し難い重大な事由」として用いようとするに等しい。

7 いずれにせよ、これらの期間の起算点は、権利を行使することが客観的に事実上可能となった時からとすべきで、中国の国内事情、日本政府による事実の隠蔽、真相の発見時期、訴訟提起手段の獲得時期等を考えれば、原告らに責を帰すべきいわれは全くないのである。

8 アメリカ、カナダは、数十年前の日系人強制収容の罪を謝して被害者個人に賠償を果たし、ドイツも立法によって国と企業とが個人被害者への賠償金を支払った。これらの措置は立法による、よらないは別として、いずれも正義の実現という普遍的な国際認識に基づくものであり、また、国連機関その他国際団体からの度重なる日本に対する賠償勧告の繰返しも、過去の不法行為に対する責任を果たすべきことが、もはや世界の常識、国際慣習法化しているからにほかならず、これを避けようとする日本はまさに国際社会の異端児となっているのである。

9 正しい歴史認識を共有し、過ちを潔く認め、許しを乞い、償いを果たすという、ごく当たり前の人間らしい行為こそが求められているのであり、これを怠るかぎり、中国をはじめアジア民衆の国民感情は決して日本を許すことはない。折りにふれ、事あるごとに爆発する民衆の激情も、この問題と無縁ではない。真の友好関係の回復、恒久平和の構築への最も確実で最も容易な最善、最短の道は、日本政府がその当然の義務を果たすことである。

10 行政が義務を怠り、国会が立法を怠り、司法が三権分立論を逆用し、政治と立法に責任を転嫁して条理による判決を怠るのでは、正義はいつまでも実現できない。改めてここに、当審において正義を実現していただくことを強く期待する次第である。

以上

特殊大量生産ヲ目的トスル 生菌乾燥保存ノ研究

鼻疽菌，チフス菌，コレラ菌ヲ以テスル実験

緒言に「余八部隊特種任務達成上生菌ノ大量乾燥ノ必要ナルヲ痛感シ」とある。「特種任務」とは細菌戦のこと。特種大量生産とは、もちろん細菌戦のための大量生産のことです。

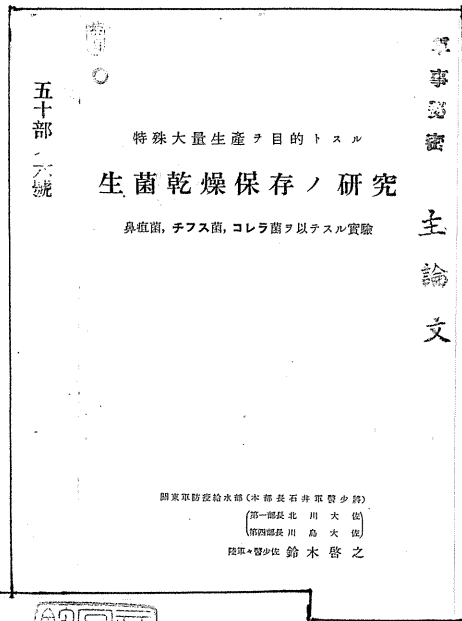
以下に鈴木論文の表紙と目次、緒言を紹介します。

特殊大量生産ヲ目的トスル
生菌乾燥保存ノ研究
鼻疽菌，チフス菌，コレラ菌ヲ以テスル実験

関東軍防疫給水部（本部長石井軍医少将）
第一部長 北川大佐
第四部長 川島大佐
陸軍々医少佐 鈴木啓之

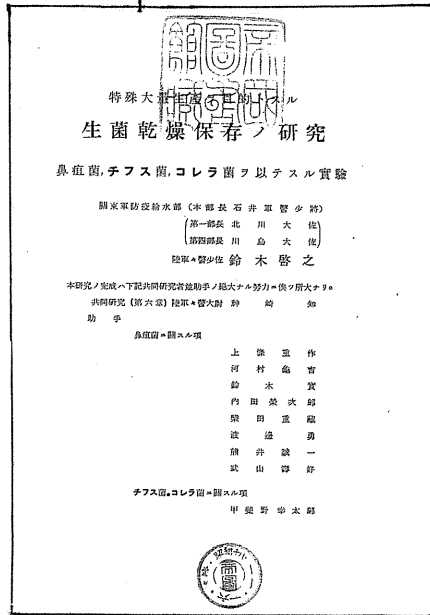
（左縦） 禁閲 五十部ノ六号

（右縦） 軍事秘密 主論文



特殊大量生産ヲ目的トスル
生菌乾燥保存ノ研究
鼻疽菌，チフス菌，コレラ菌ヲ以テスル実験

関東軍防疫給水部（本部長石井軍医少将）
第一部長 北川大佐
第四部長 川島大佐
陸軍々医少佐 鈴木啓之



本研究ノ完成ハ下記共同研究者並助手ノ絶大ナル努力ニ俟ツ所大ナリ。

共同研究《第六章》陸軍々医大尉 神崎知

助手

鼻疽菌ニ関スル項 上條重作 河村亀吉 鈴木實 内田栄次郎 柴田重蔵 渡邊勇

熊井誠一 武山壽好

チフス菌、コレラ菌ニ関スル項 甲斐野幸太郎

内容目次

緒言

第一章 生菌乾燥法ノ現状ニ就テ

第一節 文献上ヨリ見タル生菌乾燥法

第二節 部隊ニ於ケル生菌乾燥法

第三節 余ノ生菌乾燥法研究ノ概観

第二章 乾燥時ニ温度及作用時間ニ関スル研究

緒言

第一節 生菌数計算法ニ就テ

第二節 凍結乾燥法ト非凍結乾燥法ノ比較研究

第三節 乾燥温度及作用時間ニ関スル研究

第四節 乾燥度及乾燥速度ニ関スル実験総括

第五節 総括

結論

第三章 乾燥用**メチウム**ニ関スル研究

緒言

第一節 各種**メチウム**比較実験《鼻疽菌》

第二節 各種**メチウム**比較実験《チフス菌》

第三節 蔗糖ヲ**メチウム**トスル**コレラ**菌乾燥実験

第四節 考察及総括

結論

第四章 乾燥菌保存条件ニ就テノ研究

緒言

第一節 真空度別 温度別 保存試験

第二節 各種瓦斯充填保存試験

第三節 総括及結論

第五章 菌株別乾燥抵抗度比較実験

緒言

- 第一節 培養時間別乾燥試験
 - 第二節 菌毒力別乾燥試験
 - 第三節 累代乾燥ニヨル乾燥抵抗増強試験
 - 第四節 本章総括及結論
- 第六章 乾燥菌ノ生物学性状
 - 緒言
 - 第一節 形態. 培養. 血清学的性状
 - 第二節 毒力
 - 第三節 熱及日光ニ対スル抵抗力
 - 第四節 本章総括及結論
- 第六章 乾燥用器械材料ニ関スル研究
 - 緒言
 - 第一節 乾燥装置ノ考案
 - 第二節 乾燥剤ノ比較研究
 - 第三節 結論
- 結論
- 文献
- 写真

緒言

余ハ部隊特種任務達成上生菌ノ大量乾燥ノ必要ナルヲ痛感シ昭和 14 年以來之ガ研究ニ当リ、其ノ成績ノ一部ハ昭和 15 年 2 月当部隊學術集團会ニ於テ発表セリ。(47)

従来諸学者ノ研究ニ依レバ生菌ノ長期保存ニハ乾燥保存法ヲ最良トシ就中凍結乾燥法ノ声価ハ最モ高ク今日最早凍結乾燥ハ吾人ノ常識化セラレタル觀アリ。現在我ガ部隊ニ於テモ專ラ凍結乾燥法ヲ採用シ内藤式 (56) 乾燥機ヲ以テ大量乾燥ニ従事シアルモ本機ハ乾燥材料ニヨリテハ幾多有利ノ点アリト雖他方多数ノ**アンブレ**ヲ使用スル点、操作ニ著シキ手数ヲ要スル点凍結剤ヲ多量ニ要スル点等生菌大量乾燥上不利ナル所亦少ナカラズ。余ハ之等ノ欠点ヲ可及的除去而モ能率的ニ大量乾燥ヲ行フヲ目途トシ種々基礎実験ヲ重ネニ、三新知見ヲ得タリ。依テ之等結果ヲ基礎トシテ新タナル大量乾燥法ヲ考案セリ。依テ茲ニ余ノ研究ノ大要ヲ報告セントス。

(レファレンスコード：A03032057600)

浙贛作戦間現地総合調査報告書 第四編 政治文化思想

昭和十七年十月十五日 登集団司令部

第二節 浙江省衢県 三 衛生施設

(四) ペすと流行トソノ防治概況

1 流行ノ経過。初発二十九年十一月十二日。同年十二月五日迄ノ発生二一例、腺ペすとト診断、全例死亡、流行区ハ城区西北部ヲ主トス。十二月五日以後発病ナシ。

三十年三月五日再発。疫性劇烈ニシテ且ツ城市ニ拡散ス。屍ニ於ケル菌ノ證明モ高率。六月、肺ペすと患者ノ報告アリ。以後八月末迄患疫死亡二〇一、疑似四一、漸減。

三十年十一月十四日復発シテ数例ノ死亡ヲ続発ス。三十一年春期ニ入り疫鼠率増加ノ傾向アルト共ニ真性患疫死亡散発シ、今次作戦迄ニ至ル。

2 防治概況。県衛生院及省衛生處ガ報告ニ接シ派員対策ニ乗セルハ初発後旬日、既二十名以上ノ患疫死亡ヲ出セル後ナリ。衛生處臨時防疫隊二隊ヲ編成シ一隊ヲ本県ニ派ス。十一月二十二日、??区行政督察專員ヲ主任トシ各機關団体ヲ糾合シテ衢県防治委員会ヲ組織ス。ソノ工作概況下ノ如シ。

疫区封鎖及消毒(硫黄、石灰、青酸カルシウム)隔離病舎設置、疫区内住民ノ隔離(船上避居及隔離住所ノ設定)掩埋、予防注射、捕鼠滅蚤及検索、環境衛生改善及防疫宣伝(清潔指導、講演、?報張貼、伝單撒布、防疫運動大会及清潔大掃除等)遊芸場及学校ノ臨時閉鎖(十一月廿五日ヨリ二週間)、衢県火車站ノ乗客検査、及ビ法令公布(防制鼠疫疫情報告辦法、敵機空物品緊急處??法)等々——二月5日船上避居者二百名ニ遷居ノ自由ヲ與エ、十四日疫区ヲ解放ス。但シソノ一部ハ焚燬ス。

十月四日、日機低空飛行シテ去リシ後、蚤、小麦、烏麦、粟米等ノモノアルヲ見出ス。

衛生試験所ノ鑑定ニヨレバ人鼠共同ノ蚤、但シ培養試験ハナシナホ三十年三月以降ハ城区住民ノ死亡登記及ビ售棺殮埋ノ監督ヲナス。

第一次ペすと流行ニ於ケル防疫措置ハ以上ノ如ク、カナリ不徹底ニシテ後、三十一年二月、軍事委員会ハ衢県ペすと流行遷延ノ責ヲ当時ノ浙江省衛生處ノ決断姑息ニ帰シテ飭戒スル所アリ。コノ地ハソノ位地ノ上ヨリ党、軍、各種行政系統其他ノ勢力關係カナリ錯雜シ防疫機構ノ運用モ意ノ如クナラザリシガ如シ。三十年六月、防治鼠疫委員会ヲ解消シテ浙江省衢県臨時防疫所ヲ設立ス。県款三万元更ニ中央ヨリ二十万ノ補助アリ。

三十一年六月十日国際連盟、防疫専門家オーストリーノパリス博士ガ中央ノ命ニヨリテ来衢、ペスト防疫指導ニ当レリ。

又当時米国ヨリ薬械ノ捐贈アリ、衛生或ハ紅十字会ヲ通シテ給與サル「ペすと」ワクチン

ノ如キハ昆明中央防疫處製又ハマニラ、フィリピン大学衛生学教室製ノ優秀ナルモノヲ使用シ居レリ。

ナホ三十年初頭以降ハ浙東ノ戦時屢々急ヲ告ゲ本県ニ対スル空襲頻繁、且ツ浙省全般ノ不安化ハ又率イテ行政人事ノ上ニモ及ビ、本県衛生院長ノ更迭（三十年六月、防疫所設立ト共ニ）省衛生處長ノ更迭（三十一年初頭）等、技術者幹部ノ動揺特ニ甚シキヲ推測セシム。

「ペスト」予防注射有菌鼠検索蚤検査及ビ家屋消毒ノ概況次表ノ如シ

「ペスト」予防注射状況、蚤検査状況

ペスト予防注射人数

民國二十九年	一七、一四三	(*民國29年は1940年)
三〇年（自三月至一二月）	三二、三三四	
三二年（自一月至四月）	五、一三三	

	検蚤数	有菌蚤	其百分率
民國二九年（自一二月四日至一二月一六日）	二一		0. 二四一
三一年	三二	陰性	
備考 三十年度調べ衢州城内人口三九、八八七、 軍司令部及ビ一一六師団ノ両防疫給水班ニテ検査			

有菌鼠検査状況

	検鼠数	有菌鼠数	百分率
民國二九年（自一二月四日至一二月一六日）	八七		一四. 六四
民國三十年（自五月至一二月）	二. 三六一	二二二	九. 四〇
民國三一年（自一月至四月）	一. 一〇〇	七九	七. 一八
（自六月至七月）	四四	二	四. 五四
第一一六師団軍医部ニテ検査			

「ペスト」発生家屋消毒状況

	消毒家屋	備考
民國二九年	二一六	消毒法方 硫黄消毒
三〇年（自三月至一二月）	四. 八一四	
三一年（自一月至四月）	六. 八〇七	石灰消毒 漂白粉消毒

【以下略】

判決です

731部隊細菌戦裁判・第11回公判

7月19日(火)

原告や声援団80名が来日します。皆さんの参加ご協力をお願いします。

19日 行動日程

- 午前 10:00～ 高裁正門で宣伝活動
午後 2:00 抽選 (この時間までに裁判所玄関前の右か左に並んでください)
午後: 2:30～ 判決 東京高裁101号法廷
傍聴出来なかった人は裁判所正門前で待機してください
午後3:15～ デモ 日比谷公園出発 (弁護士会館前口)
午後3:30～ 記者会見 弁護士会館
午後5:00～7:00 判決報告集会
弁護士会館 10階 1005ABCD

20日(水)

- 院内集会 午後1:00～5:00 衆議院第1議員会館 第4会議室
高裁は戦後補償裁判の幕引きを図っているようです。裁判闘争の今後と細菌戦の事実究明などについて皆さんと相談したいと思います。ぜひ、ご参加ください。

「細菌戦と現代」購読のお願い 年5回発行 2000円

裁判の案内、731部隊関係の資料の紹介などを掲載します。

郵便振替口座 00110-4-86543 731・細菌戦裁判キャンペーン委員会

インターネットで、「731部隊細菌戦国家賠償請求裁判」を検索して下さい。

詳しい情報が満載です。

連絡先 〒343-0832 埼玉県越谷市南町 1-7-5 奈須方
731・細菌戦キャンペーン委員会 Tel・Fax 048-985-5082